

## 佐賀市空き家利活用可能性調査助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市空家空地等の適正管理に関する条例（平成25年佐賀市条例第4号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づく助成のうち、利活用可能性調査の実施に係る費用を助成することに関し、佐賀市空家空地等の適正管理に関する条例施行規則（平成25年佐賀市規則第25号。以下「規則」という。）及び佐賀市助成金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は条例及び規則の例によるほか、次の当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 空き家に係る所有者及び当該空き家の譲渡、売却又は賃貸することができる権利を有している者をいう。
- (2) 調査者 既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）第2条第5項に規定する既存住宅状況調査技術者をいう。
- (3) 建物状況調査 調査者が実施する既存住宅状況調査技術者講習登録規程第2条第4項に規定する既存住宅状況調査をいう。
- (4) 利活用に係る提案 空き家の利活用について、次に掲げる価格、方法、費用等の事項を提示する提案をいう。
  - ア 当該空き家及びその敷地の売却時に取引の目安となる価格
  - イ 当該空き家の建物状況調査の指摘事項を修繕する場合の標準的な方法及び費用
  - ウ 当該空き家を活用する場合の改修方法（間取り図などを含む）及び費用
  - エ 当該空き家の解体費用（家財道具等の処分費を含む）
  - オ 当該空き家及びその敷地を賃貸する場合に目安となる賃料
  - カ 当該空き家及びその敷地の活用に関して参考となる費用等
- (5) 利活用可能性調査 空き家の建物状況調査並びに当該空き家の利活用に係る提案及び利活用に資すると市長が認める調査をいう。

(助成の要件)

第3条 規則第5条第3号の市長が定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が、次のいずれかに該当すること。
  - ア 利活用可能性調査を行おうとする空き家の所有者等
  - イ 利活用可能性調査を行うことについて所有者等の承諾を得ている者
- (2) 利活用可能性調査を行おうとする空き家が、次のいずれにも該当すること。

ア 佐賀市内に存在するもの。

イ それぞれ次に定める要件（市長が特に認める場合においては、当該要件に準じて市長が別に定める要件）

(ア) 居住され、又は使用されたことがある建物で現に使用していないもの又は今後使用しなくなる予定であるもの。

(イ) 助成金の交付を申請する日の属する年度の4月1日から起算して過去2年以内に購入した空き家であること。

(3) 調査者によって建物状況調査が行われていること。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、10万円を限度として、利活用可能性調査の実施に要する費用の3分の2に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

(助成の手続)

第5条 申請者は、佐賀市空き家利活用可能性調査助成金申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、利活用可能性調査の着手前に市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 建物及び土地の登記事項証明書の写し（未登記の場合にあつては、固定資産課税台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し）

(2) 位置図及び空き家の現況写真

(3) 見積書（費用の明細が分かる書類を含む。）

(4) 市税等の完納証明書

(5) 暴力団排除に係る誓約書（別添1）

(6) 所有者等の承諾書（申請者が第3条第1号イに該当する場合に限る。）

(7) 調査者資格確認書類

(8) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、佐賀市空き家利活用可能性調査助成金交付決定書(様式第2号)又は佐賀市空き家利活用可能性調査助成金不交付決定書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更・中止承認申請)

第7条 申請者は、前条の規定により助成金の交付を決定した後、申請の内容又は費用を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ佐賀市空き家利活用可能性調査助成金交付申請事項変更・中止申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、交付決定額に変更のない費用の軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、佐賀市空き家利活用可能性調査助成金交付申請事項変更・中止承認通知書(第5号様式)により申請者に通知

するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、利活用可能性調査が完了したときは、速やかに佐賀市空き家利活用可能性調査助成金実績報告書(第6号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書、請書、申込書等の写し
- (2) 領収書又はそれに代わる証明の写し
- (3) 建物状況調査の写し
- (4) 前号に掲げるもののほか、利活用可能性調査の結果が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査のうえ、佐賀市空き家利活用可能性調査助成金確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 申請者は、前条に規定する通知書を受けたときは、速やかに佐賀市空き家利活用可能性調査助成金交付請求書(様式第8号)を、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、すでに助成金が交付されているときは、市長は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付又は交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (4) 条例、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(建物状況調査関係書類の整備、閲覧等)

第12条 申請者は、建物状況調査関係書類を整備し、助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、申請者に対し、前項の建物状況調査関係書類の閲覧を求め、又は必要な報告を求めることができる。

(取引上の開示)

第13条 助成金の交付を受けた者は、助成金の交付を受けた後において、当該空き家を譲渡、売却又は賃貸をしようとするときは、譲渡、売却又は賃貸を受けようとする者に対し建物状況調査の結果を開示しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

|